

第 440 回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 6 年 7 月 30 日 (火) 11 時 05 分～11 時 35 分

2 場 所 山口地方合同庁舎 2 号館 5 階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	今 崎 光 智 委 員
	小 林 友 則 委 員
	神 保 和 之 委 員
	難 波 利 光 委 員
	濱 島 清 史 委 員

労働者代表委員	大 原 敬 典 委 員
	倉 重 里 加 委 員
	藤 田 英 二 委 員
	宮 本 晴 充 委 員
	横 山 崇 委 員

使用者代表委員	藏 藤 共 存 委 員
	坂 本 竜 生 委 員
	嶋 本 健 児 委 員
	中 村 眞 佐 子 委 員

事 務 局

労働局長	友 住 弘 一 郎
労働基準部長	上 条 訓 之
賃 金 室 長	藤 村 哲 也
賃 金 指 導 官	古 谷 康 将
賃 金 指 導 官	吉 富 雄 治

4 議 題

- (1) 令和 6 年度山口県最低賃金の改正について
- (2) 目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた地方最低賃金審議会委員へのメッセージについて
- (3) その他

○賃金指導官

本日はお忙しいところ、ご出席いただき有難うございます。

本日の審議会は、山口地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とされております。傍聴の事前申込みが8名の方からありましたことをご報告いたします。

では、これより入室していただきます。

○会 長

ただいまから、第440回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。

事務局から、定足数について報告してください。

○賃金指導官

本日は使用者側委員の宮本委員が欠席ということになりましたので、1名が欠席でございます。

本日の審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております要件を満たしており、会議を開催し、議決することができることをご報告いたします。

○会 長

傍聴の方にはお願いですが、お手元に配付されております審議会傍聴に当たっての遵守事項を守っていただきますよう、お願いいたします。

それでは議事に移ります。

議題1の令和6年度の山口県最低賃金の改正についてです。

前回の第439回審議会の場におきまして、労働者側から7月25日に中央最低賃金審議会から示されました令和6年度地域別最低賃金額改定の目安を踏まえまして基本的な主張を述べていただきました。本日は使用者側からお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○坂本委員

私の方から使用者側の基本的主張ということで申し上げさせていただきます。

まず、県経済の現状認識から述べさせていただきます。

日銀の下関支店は、山口県金融経済情勢によりますと、7か月連続で県内景気は緩やかに回復していると判断されており、また、山口財務事務所の本年4月から6月期の法人企業景気予測調査結果におきましても、企業の景況感を示す景気判断指数は、全産業で見ると前回、前期に比べて10.4ポイント改善しているということでございました。

しかしながら中小・小規模事業者に関しましては、さきの法人企業景気予測調査では、景況判断指数は前回に比べて改善しているもののマイナス8.8ポイントであり、また、私ども山口県中小企業団体中央会が実施した令和6年6月期の景況調査結果におきましても景況DI値はマイナス27.5ポイントということで、前月よりもさらに7.5ポイント悪化しているという状況でございます。

また、東京商工リサーチの調査によりますと、物価高による仕入れコスト増加や新

型コロナ対策の無利子・無担保融資の返済本格化などによりまして、本年上期の負債額1,000万円以上の倒産件数は全国で10年ぶりの高水準とされております。

県内におきましても、倒産件数は40件、前年度に比べ9件増加、これはコロナ禍の影響が強く出ました2020年以降いずれの年も上半期の倒産件数をも上回る結果となっております。原材料価格やエネルギー価格の高騰等を背景とした近年の物価上昇が、国民生活のみならず企業経営、特に中小・小規模事業者の経営にも深刻な影響を与えております。最低賃金の影響を強く受ける中小・小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあると認識しております。

使用者側としましては、本年3月の政労使会議がございました。政労使会議での共同宣言にありますとおり、物価上昇と賃上げの好循環の実現に向けて、春闘での高水準の賃上げの流れを全従業員の8割以上が働く中小・小規模事業者の持続的な賃上げ、着実に波及させていかなければならないと考えております。物価高、人手不足の中、今年度の最低賃金を一定程度引上げるといふことの必要性については十分理解しているところでございます。

また、政府におきましては、さきに閣議決定した「骨太の方針2024」の中で目標としている最低賃金の全国加重平均1,500円の早期達成に向けて環境整備に取り組む旨を示したこと、また、その骨太の方針に配慮した協議審議を今回の諮問におきましても求められているということは承知しているところであります。

こうしたなかでの審議ではございますが、最低賃金制度は労働者の生活を保障するセーフティネットとして、企業の業績の良し悪しにかかわらず、全ての使用者に強制力をもって支払い義務を課する罰則付きの強行法でございます。地方最低賃金審議会においては、あくまでもこの法、最低賃金法第9条に規定されております3要素、つまり労働者の生計費、賃金、そして使用者の賃金支払い能力について丁寧に議論を重ねていかなければならないと考えております。

しかしながら近年の審議においては、3要素のうち、労働者の生計費など特定の要素のみを重視したり、本県の状況ではなく、あくまでも参考である目安額や政府方針、あるいは近隣他県の検討状況を過度に意識するようになっているのではないかと考えています。引上げ後の最低賃金を下回っている労働者の割合、いわゆる影響率は一昨年度まで16%前後と高止まりを続け、昨年度22.2%と全国平均21.6%をも上回る状況となっております。厳しい経営環境に多くの中小企業等がある中、我々の審議結果により直接的な影響を受ける県内企業、中小・小規模事業者が確実に増加しているということ強く認識すべきだろうと思います。

このたび中央最低賃金審議会から、地方最低賃金審議会の審議に資するためということで最低賃金改定の目安に関する公益委員見解及びこれに関する小委員会報告が提示されていますが、この中で今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては5.0%、50円を基準とするということが妥当とされております。このことについて認識を述べたいと思います。

小委員会報告の中では、3要素に関する各種指標を総合的に考案し、公益委員が見解を取りまとめた旨が述べられておりますが、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視したとしておられます。重視する数値として、

生活必需品を含む頻繁に購入する支出項目に係る消費者物価の平均上昇率5.4%を勘案して目安と設定されているというふうに思います。

一方、昨年度重視したのは本年度の頻繁に購入する品目ではなくて、持家の帰属家賃を除く総合の数値の平均上昇率4.3%でありまして、これを勘案して目安額を昨年度は4.5%増とされております。今年度はこの持家の帰属家賃を除く総合の数値ではなくて、なぜか頻繁に購入する品目の数値5.4%を重視するということがされまして、その5.4%等を踏まえて目安額を5.4%増とされています。

ちなみに今年度の持家の帰属家賃を除く総合の平均上昇率、これは3.2%であります。去年のような形の数値を重視するというのであれば、今年度の目安額5.0%増はあり得ないものかなと思っております。賃上げ促進に力を入れておられる政府の方針に配慮して去年の最低賃金決定額である4.5%、43円を超えることを大前提として頻繁に購入する支出項目の消費者物価5.4%というデータを持ってきて、それを活用しつつ区切りのよい5%、50円としたのであると思っております。根拠がどんなものかなというふうに思っているところであります。

加えて、3要素の一つであります賃金支払い能力に関しましては、賃上げ原資を確保することが難しい企業が多く存在することや、中小・小規模事業者は賃金支払い能力が相対的に低い可能性があること、さらに最低賃金は、全ての企業に適用されること等を考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限度があることなど、様々な考えを示されているのかかわらず、こうした課題や懸念が目安決定にどのように反映されたか、どのように考慮されたかということが明らかにされていないものと考えています。

こうしたことから、この度の目安については、3要素を総合的に勘案したと言い難いものであると私どもは思っております。これからの金額審議において、使用者側としては、従来から主張してきたとおり、企業の賃金改定の実態を示し法が定める3要素の状況を総合的に表しています賃金改定状況調査結果の第4表、あるいは県内の受入れ中小企業の賃上げ状況を重視することについて、今年度も変わりなくこれを重視していきたいと思っております。

その上で労働者の生計費に深く関わる消費者物価指数の動向や企業の賃金支払い能力に影響を与える価格転嫁の状況、さらには今後の景況判断や賃上げに対する事業者の声など、3要素に関する本県の実態を示す各種指標、データもしっかりと考慮しながら審議をしてまいりたいというふうに考えています。

以上、今年度の審議における使用者側の基本的指標ということで述べさせていただきました。よろしくお願いたします。

○会 長

ありがとうございます。ただいま使用者側から基本的主張を述べていただきました。

労働者側、使用者側、双方から主張を述べていただきましたので、具体的な金額審議につきましては、ただいまの労使双方から主張されたことを踏まえまして、今後開催いたします専門部会の中で行うことといたします。

続いて、議題2の目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた地方最低賃金審議会委員へのメッセージについてになります。事務局から説明をお願いします。

○労働基準部長

当審議会において、昨年同様、目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員へのメッセージを周知することになりました。ビデオメッセージを周知する趣旨を事務局から説明いたします。

○賃金指導官

それでは、ご説明いたします。今回ビデオメッセージをお送りする趣旨は、全員協議会報告において、目安の位置づけが地方最低賃金審議会の各委員に確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望するというものです。また、発効日については、改めて審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できることについて周知することが適切とされていることを踏まえた対応であり、周知に当たっては、目安の位置づけと同様に、中央最低賃金審議会の藤村会長から地方最低賃金審議会の委員に対し直接伝達することとしたものです。

以上です。

○会 長

それでは、藤村会長からのビデオメッセージを御覧いただきたいと思っておりますけれども、では事務局で準備をお願いいたします。

○賃金指導官

では映像を流します。

○中央最低賃金審議会会長

皆さん、こんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。今日は、今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということでこういう形でビデオメッセージをお届けすることになりました。これは令和5年4月6日に取りまとめられました目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置づけ、その趣旨が中央最低賃金審議会の各委員の皆さんに確実に伝わるようにということで考えられた報告でございます。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会において取りまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように、私からこういう形でお話することになりました。

この取組といいますのは、昨年に続きまして2回目となります。ご視聴いただく皆様には、これから本格化する本年度の中央最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて目安をどのように捉えて参考にさせていただきたいのか、また、本年の公益委員見解の趣旨について理解を深める機会としていただきたいと思います。

それでは、最低賃金の位置づけ、考慮要素について、まずはお話をしておきたいと

思います。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別や単体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公・労・使の最低賃金審議会の答申に基づき決定をされるものになります。引上げ額の検討に当たりまして考慮する要素としては様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思えます。

まず、最低賃金は、法定の3要素であります労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に関わる施策との整合性に配慮することも法律で決められております。その際、地域間バランスを図る観点から、地方最低賃金審議会で目安を示すということになっております。近年は政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際に求められています。近年の配慮の内容は中長期の金額目標と地域間格差の是正というところがございます。

さて、次に目安の位置づけについて申し上げたいと思えます。目安は、令和5年全員協議会報告や令和6年度目安小委員会報告に記載をしておりますとおり、目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないということを改めて申し上げておきたいと思えます。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ること、あるいは目安を下回ることも十分にあり得るというふうに理解をしております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の3者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思えます。

では次に、令和6年度目安のポイントについてお話をしておきたいと思えます。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回にわたって真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移するなか、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持するという観点から、生計費を重視したいと考えました。

なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについてお話をしておきたいと思えます。

まず、労働者の生計費についてです。消費者物価指標については、持家の帰属家賃を除く総合が昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合、平均3.2%となっております。前年に引き続き、高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に持家の帰属家賃を除く総合を基に議論すべきという共通認識があるのですが、今年度においてはそれに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては生活が苦しくなっている者もいらっしゃるというふうに考えられるなか、食パン、

鶏卵などの生活必需品を含む、頻繁に購入する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品物というのは、年に15回以上購入頻度があるものというように総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが消費者物価を特に重視するということが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目、賃金についてです。これは企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模にかかわらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表、①、②のランクKの賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりまして平成14年以降、最大値であった昨年度2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素、通常の事業の賃金支払い能力です。これについては、個々の企業の賃金支払い能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。売上高、経常利益率が四半期ごとの数字で令和5年は6から9%程度で推移をしております。また、令和6年の第1四半期は7.1%になっております。従業員1人当たりの付加価値額など、ほかの資料も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高、経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について、資料を充実させて確認をいたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということにも留意をしております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。

具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて今年度は特に生活必需品を含む支出項目に限って見た場合の上昇率、平均5.4%、これも勘案する必要があるというふう考えたところです。

また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業、小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定部署において地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引上げる等、地域間格差の是正を図るとされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必

要というふうに考えました。その上で、賃金改定状況調査結果第4表①、②、③における賃金上昇率は、Cランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率はCランクがやや高めに推移をしております。雇用情勢としては、B・Cランクで総体的によい状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載のとおり、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク、50円、4.6%、Bランク、50円、5.2%、Cランク、50円、5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと思います。この結果、仮に目安どおりに各都道府県での引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視をする必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会でも提示した資料には、地域別のもも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって適宜参考とされたいと思います。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中にはなかなか受け入れ難いとお考えになっておられる方もおられると認識しています。こうしたことも踏まえまして、地方最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう政府に対して、中小企業、小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の施行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、年収の壁を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているというところもでございます。従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知をしています。令和5年全員協議会報告において、発効日とは審

議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても、発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当とされております。この趣旨を踏まえまして丁寧な議論を行っていただきたいと思います。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に様々な資料やデータに基づき、公労使で真摯な議論を行ったところでございます。地方最低賃金審議会及び目安小委員会での議論を参考に、地方最低賃金審議会においても地域のデータ等の実情に基づき、公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待をしております。地方最低賃金審議会の委員として地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注視をしていきたいと思っております。

以上です。どうぞ、今年度もよろしく願いいたします。

○会 長

藤村会長からのビデオメッセージを御覧いただいたところであります。

この件につきまして何か質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○濱島委員

すみません。ちょっとお聞きします。情報収集ということで、分かればということですけども、中央最低賃金審議会の専門の方々というのは、近代経済学の方がいません。マルクス経済学の方が時々入っています。使用者側から昨年度、一昨年度に意見が出たのですが、例えば、最低賃金を上げると雇用が減る。最低賃金で働いている人は年収500万円以上の世帯の人が多。そういう主張を大竹文雄さん達が『最低賃金改革』という本を出されて主張してこられた。

あと、森知也さんとか、川口大司さんとか東京大学の教授、そういう方が入ってこない。自分たちを入れてくれと言っている。今の藤村委員は、私もちょっと存じ上げているんですけども、この中央最低賃金審議会の選定、これはどのように行われているのか。

近代経済学の専門の方が中央最低賃金審議会の委員にいないのはなぜか。そこら辺がもし分かれば、今でなくていいので情報提供していただければなと思います。だから最低賃金というのをどう捉えるか。特にアメリカにおいては、賃金が上がると雇用が下がるというのが理論的にメジャーである。デービッド・カードとか、ノーベル経済学賞を取った人が最低賃金を上げても雇用は必ずしも減らないと言われていました。そういった理論が割と最低賃金に影響を及ぼすところで厚生労働省も幾つかの見解を示していますけれども、その人選、どのような基準で行われているのか、何か情報があれば提供していただきたいと思います。

○労働基準部長

それでは、濱島委員からのご質問につきましては、即答はできませんので、後日、本省に確認いたしまして、またご説明したいと思います。

○会 長

よろしくお願ひいたします。

では、他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

○会 長

それでは次に議題3、その他ですが、何かありますでしょうか。

(意見なし)

○会 長

事務局の方からもよろしかったでしょうか。

○労働基準部長

はい

○会 長

それでは、本日13時より専門部会を開催いたします。この専門部会におきまして、労使双方から具体的な金額を含めた主張を述べていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、金額審議に関する部分については非公開とさせていただきます。

次に、次回の第441回山口地方最低賃金審議会についてなんですけども、こちらは8月5日、13時からの開催を予定しております。

それでは、これもちまして第440回山口地方最低賃金審議会を閉会といたします。皆様、お疲れさまでした。